

八丈島流人アーカイブズの概要調査報告

— 都有形文化財「八丈民政資料」の伝来と構造 —

東京都公文書館 史料編さん担当
工藤 航平

はじめに

① 東京都指定有形文化財「八丈島民政資料」

八丈島（東京都八丈島八丈町）の歴史や文化を伝える文書類は、1960年（昭和35）2月、「八丈島民政資料」として東京都有形文化財（古文書）に指定された。この「八丈島民政資料」は、江戸時代を主体に、明治末年までの古文書・絵図・書籍などで構成されている。

これに先だち、東京都教育委員会は1958年（昭和33）に「八丈青ヶ島文化財総合調査」を実施し、八丈島内や都政史料館（現在の東京都公文書館。以下、「当館」とする。）

の古文書調査を行った。この調査で確認された史料群のうち、当館および八丈支庁保管文書、八丈町役場文書、八丈町末吉の長戸路家文書（現在、当館寄託）という、島内外に所在する4つの史料群が文化財指定を受けたのである。

当館および八丈支庁保管文書は旧島役所（近世～近代）から八丈支庁へ継承された史料群、八丈町役場文書は三根村の近世文書のほか大部分は明治以降の町役場から継承された史料群、長戸路家文書は近世・近代において地役人を務めた家文書である。

本稿で検討する当館所蔵分以外の史料概要については、上記の調査報告書である『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊—八丈島・青ヶ島の文化財1—』¹を参照されたい。

島役所文書は、i 近代の島役所で新たに作成・授受された文書と、ii 近世に作成・授受されて近代以降に現用文書・参考資料として引き続き保管された文書がある。

② 流刑地・八丈島の歴史

徳川政権のもと、法制度の整備に伴い、伊豆諸島は流刑地として位置づけられた。「公事方御定書」で流罪についても確定したといわれ、「江戸より流罪之ものハ、大嶋・八丈嶋・三宅嶋・新嶋・神津嶋・御蔵嶋・利嶋右七嶋之内江遣、京・大坂・西国・中国より流罪之分者、薩摩・五嶋ノ嶋々、隠岐国・壱岐国天草郡江遣」²と定められている。それ以前は大島



画像1 八丈島流人アーカイブズ全体像

が流刑地であり、一般的には宇喜多秀家が八丈島へ流されたことが、大島以外の伊豆諸島へ流された最初と認識されている³。

寛政8年(1796)には、大島、利島、神津島、御蔵島の4島が流刑地を免除され、これ以降は三宅島・八丈島・新島のみが流刑地となっている。明治になっても遠島廃止となるまでは、これら三島への流人送りが継続され、また大量の流人が赦免となった明治の大赦に洩れた者たちも引き続き八丈島に滞在しており、流人の管理が重要な役務となっていた。

③東京都公文書館所蔵「八丈民政資料」の特徴

文化財の登録上では、当館と八丈支庁とは都の機関ということで一括りにされているが、前述の文化財総合調査の段階で既に、それぞれ独自に史料群を所蔵していた。

そのうち当館所蔵分をみると、島役所が管轄した島全体に関わるさまざまな内容を含む史料群ではなく、明らかな特徴的傾向を持っていることがすぐわかる。それは、八丈島の流人に関する文書で構成されているということである。

当館の史料目録(情報検索システム)上では八丈島に関する文書は3つのシリーズに別れ、「八丈島民政資料」82点(うち「八丈実記」38点、複製5点)、「地誌」13点、シリーズ名なし複製2点となっている。シリーズ名は整理作業で便宜的に付与されたもので、その違いに意味はない。しかし、後述するように、複数の文書を合冊しているものも多く、個別史料単位では200点近くへのぼり、ほぼ流人関係に限られるが内容も多岐にわたる。

このような特徴を有する当館所蔵分は、後述するように、意識的に一つの史料群としてかたちづくられたものといえる。そこで、このうち大部分を占める流人に関する文書を、その特性を尊重して、便宜的に「八丈島流人アーカイブズ」と称することとする。

この八丈島流人アーカイブズであるが、「流人に関する古文書や古記録類がもっとも完全なかたちで保存されているのは八丈島である」⁴と評され、翻刻本や調査研究が進められている一方、部分的に利用されることが多く、史料群の全体像についてはきちんと把握されてこなかったといえる。

④本報告の課題

そこで本稿では、まず、①八丈島流人アーカイブズの伝来を探るべく、八丈島の行政組織の変遷と、特に近代以降の文書管理に注目する。限られた史料から断片的な指摘を行うことになるが、八丈島流人アーカイブズの辿った経緯を文書管理の視点から把握することを試みる。次に、②これまでに作成された複数の史料目録の記述の変化や、原本に残された修復等による形態上の変化、文書管理の痕跡等を調査することで、史料を理解するための情報を読み解く。最後に、③八丈島流人アーカイブズの調査を行い、流人の取り扱いの流れに沿って各史料を位置づけていき、その全体像の把握を行う。

1 八丈島所在近世文書の管理と伝来

①東京都公文書館への移管

当館へ八丈島流人アーカイブズが移管された経緯を直接示す記録は、現在のところ確認できない。ここでは、断片的な情報をもとに、当時の東京都総務局文書課四谷分室(のち都政史料館、東京都公文書館。便宜上、固有名称を示す必要のない限り、「当館」とする。)⁵へ移管された時期や要因についてみてみたい。

まず、1950年(昭和35年)1月に刊行された『江戸時代の八丈島—孤島苦の究明—』⁶の「は

しがき」をみると、次のように記されている。

この小篇は筆者（川崎房五郎氏一著者註）が昭和二十三年六月二十一日より七月二日迄十一日間にわたって、当時の大野木総務局長・渡辺文書課長の命により、八丈島に於ける史料保存状態の調査並史料探訪を行つた際の資料を基として纏めたものである。

東京都教育委員会の調査から遡ること10年、同じ東京都の部署である総務局文書課第四分室で八丈島所在の古文書調査が行われていたのである。

続けて、「筆者はその後蒐集し得た史料の整理、借用本の複本作製に当り」や、「この間、渡辺（前）、畑（現）文書課長は八丈所在の史料借覧に種々の努力を払われ、蒐集し得た八丈史料は旧来の文書課所蔵の史料と併せ六十冊に及び、かなりの充実を見るを得た」とも記述されている。

また、『江戸時代の八丈島』巻末の史料目録をみると、川崎房五郎氏が1948年6月に実施した調査の段階では、八丈島流人アーカイブズは八丈支庁に所在していたことがわかる。

次に、四谷分室時代の1951年10月、同室所蔵の図書・文書のうち市史編纂関係のものを収録した『資料図書仮目録1』が作成された⁷。このなかに、「和装本・地誌・島嶼関係」として、八丈島や小笠原島などの資料が列記されている。ただ、点数は少なく、八丈島流人アーカイブズも含まれていない。

タイトルに「八丈島」と付くものをピックアップしてみると、明治20年に近藤家より購入した『八丈実記』⁸を除くと、写本の『園翁交語』⁹と『八丈島めぐりの記』¹⁰は別々の装丁だが、「東京府図書記」の印がある。『八丈島大概帳』¹¹、『八丈嶋記 出百姓』¹²、『八丈嶋大概記録』¹³上下は同一の装丁で、東京府の罫紙で作成された写本である。また、「八丈島反別調」¹⁴と「八丈島小島青ケ島略記」¹⁵は東京府庶務課で作成されたものであり、これら全てが東京府時代に史料編纂のために蒐集されたものと判断できる。

未移管だったのか、移管済みだが未整理だったのか、はたまた別の要因があったのか、『資料図書仮目録1』に八丈島流人アーカイブズが収録されなかった理由は不明である。

関係者の間では、「流人という個人情報も多く含む特殊な文書のため、都の歴史資料保存利用機関へ移管されたのではないか」という話しも聞かれるが、定かでは無い。

東京市史編纂室の中核スタッフであった川崎房五郎氏（東京都総務局文書係事務吏員）による東京都の公的な古文書調査を契機に、上記のような史料の特性も一つの要因となって、1950年から58年の間に都政史料館へ移管されるに至ったと推察される。

②八丈島の支配構造と文書

では、この江戸・明治期の八丈島流人アーカイブズが現代まで継承されてきた要因はどこにあるのだろうか。まず、八丈島における文書の作成・授受・保存について、どこに、どのような文書が保存されたのか、先行研究¹⁶を参考に行政組織という点からみてみたい。

i) 近世の行政組織

八丈島は、大賀郷、三根村、末吉村、檜立村、中之郷村の5ヶ村と、隣接する小島の宇津木村、鳥打村の2ヶ村からなる。江戸時代を通じて幕府領であり、基本的には伊豆代官の管轄下にあった。

八丈島の統治ははじめ、北条氏旧臣の八丈島代官が徳川幕府より島奉行に任命され担って

いた。その後、短命の代官が続いたが、寛文9年(1669)より伊豆代官の管轄となった。

代官は在任中に八丈島へ渡海するのが恒例であったが、寛文10年より手代を代理として赴任させるようになる。しかし、享保8年(1723)、代官河原清兵衛の時に手代の渡海が廃止され、同11年には代官は交代ごとに一度だけ島内を巡見すればよいことになった。これに伴って、島居付きの地役人を代官直属とし、島内の統治を担わせることとなったのである。

つまり、八丈島には、支配者である武士は存在しない。そのため、島民らの自治組織によって行政が執られたのである。そのなかで、いわば統治者の地位に就いたのが地役人であり、時期により変化するが1名から3名が務め、基本的には菊池氏による世襲が続き、江戸時代後期には菊池氏以外の者も就いている。

また、かつて渡海した代官に寺社役を兼務させたこともあり、神主役は地役人と対等な地位であった。地役人を兼帯することも多く、島内政治にも深く関与し、大賀郷の姥夷明神、宝明神の神主であった奥山氏が世襲で務めた。

島政には、地役人のうち古老を優遇するために設置された取締役、官船を管理する御船預り役、地役人や神主の監視役である立合役など、恒常的・臨時的な役職も置かれていた。

一方、村では、名主、年寄、五人組頭が置かれ、村政を担った。

また、島役所で書記を務めたのが大書役、村での書記を書役と称し、算筆に長けた流人を雇用することが多かった。

島内政治の拠点となったのが島役所（陣屋、御仮屋とも）で、定例日（朔日、11日、21日）に地役人と村役人が集まり、御用・島用に関する事務処理や会議が行なわれた。急用のある場合は、六のつく日に地役人が内寄合を行って処理する。

ii) 近代の行政組織

八丈島の近代以降の行政組織については、詳しくは明らかにされていない。

明治になると八丈島は、明治2年(1869)に相模府知事江川太郎左衛門の管轄下におかれ、同3年に韮山県、同4年に足柄県、同6年に静岡県の管轄となり、そして同11年に東京府へ編入された。

しかし、東京府の管轄となって新しい体制が確立されるまでは、八丈島の行政・司法・立法などの権限は地役人にあり、拠点も引き続き島役所であった。

明治6年に戸長・副戸長が置かれてからは、地役人が島事務所（島役所）において合議制で島内行政を執っている。この時期、島政の円滑化を図るために島長制度の創設を東京府に掛け合っているが、許可されることはなかった。

そして、明治33年(1900)、八丈島庁が設置され、東京府より島司が派遣されたことで、八丈島の地役人制度も廃止されることとなったのである。

八丈島の特殊な支配構造により、島内の統括、島外との遣り取りは地役人が一手に担っていた。そのため、八丈島から島外への連絡や文書の往復は、必ず島役所および地役人を通じて行われたのである。その結果、実質的な統治者である地役人・島役所には八丈島に関わるさまざまな文書が集積されることとなった。

③近代以降の八丈島の行政と文書管理

次に、近世文書が現在まで継承されてき背景として、前代の文書を明治になってどのように扱ってきたのかという点からみてみたい。

八丈島を含む伊豆諸島は、明治11年に静岡県より東京府へ移管された。そのため、これ以降は、島役所・村役場とも東京府の規程に沿って文書管理が行われることとなる。

東京府（府庁）の文書管理の規程や歴史については、東京都公文書館編『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』¹⁷にまとめられている。一方、東京府管轄下の郡区役所や町村での文書管理の規程や歴史について明らかにした成果はほとんどない。

ここでは、八丈島など島嶼部における文書管理について、基本となる規程を紹介しておく。

i) 明治16年「島役所村役場諸記録保存心得」

清水善仁¹⁸によると、明治11年7月の郡区町村編制法公布を契機に、郡区役所や町村役場での文書管理の必要性が意識されるようになったという。そして、同13年1月に至って内務省は、中央行政機関および府県における文書管理を命じた同8年4月の太政官達第68号を、郡区町村に広げて適用することを達した。それを受けて東京府は、府下郡区役所における文書保存に関する初めての規程として、同13年4月2日、東京府布達乙第19号「郡区町村諸記録保存心得」を達したのである。

ただし、この布達は内地のみで、東京府へ移管間もない島嶼部への適用は遅れること3年半、明治16年10月19日に伊豆七島役所・伊豆七島村役場へ宛てて「島役所村役場諸記録保存心得」¹⁹が達せられてからであった。

その規程は、第一条の冒頭が「郡区役所又ハ各町村」から「島役所村役場及島又ハ町々」に替わっているのみで、内地に達せられたものと同じである。その条文は下記の通りとなっている。

- (1) 一、島役所村役場及島又ハ町々公有ノ諸記録図書〔維新以前ニ係ルモノトモ〕ハ地役人又ハ名主一式引受人ニ於テ平素注意保存スヘシ
- (2) 一、諸記録類ハ総テ目録ヲ作り本書ト目録トニ番号ヲ付記シ地役人又ハ名主一式引受人転免等ノ節ハ新ニ就職ノ者ニ於テ事務受渡規則第六條第七條ニ由リ之ヲ引受ヘシ
- (3) 一、爾後新調ノ記録類又ハ従前散佚シタル舊記ノ検出セル者等ハ其時々目録ニ追加シ翌年一月中其目録ヲ謄写シ地役人ニ於テハ其年ノ早便ヲ以テ之ヲ府庁ニ出シ名主一式引受人ニ於テハ之レヲ島役所ニ出スヘシ
- (4) 一、目録ハ総テ式通ヲ作り地役人ニ於テハ壱通ヲ府庁ニ出シ名主一式引受人ニ於テハ壱通ヲ島役所ニ出スヘシ
- (5) 一、島又ハ村々公有記録ノ中若シ其島又ハ村々ニ於テ別ニ保存スルモノアルトキハ此際目録ヲ添ヘ一旦之ヲ地役人名主一式引受人ニ引継キ地役人名主一式引受人ヨリ更ニ其者ヲシテ保存セシメ其証ヲ取り置キ転免等ノ節ハ其他ノ諸記録同様其証書ヲ引継クヘシ
- (6) 一、以上諸記録中殊ニ緊要ナルモノハ平素別筐ニ納メ非常ノ節持退ニ支障ナキ様豫テ措置スヘシ
- (7) 一、名主一式引受人ヨリ出シタル目録ハ官員ヲ派出検閲セシメ或ハ検閲ノ為メ府庁ニ出サシムルコトモ之レアルヘキニ付地役人ニ於テハ逐次編纂臨時支障ナキ様措置スヘシ
- (8) 一、私有ノ記録ト雖トモ後来其島又ハ村々ノ考証トモナルヘキモノハ漸次謄写ノ上島役所村役場ニ備置クヘシ若所有者ニ於テ代価ヲ要セス相納ムルトキハ受納ノ

上之ヲ具状スヘシ

まず、第一条で、明治以降や東京府移管以降の文書類のみでなく、「維新以前ニ係ルモノ」についても、地役人や名主のもとで適切な保存・管理が指示されている。また、第八条では、個人所蔵のものであっても、島役所や村役場の業務等に参考となるものは、謄写して備え置くこととしている。

そして、第二条で、目録の作成と分類番号の付与し、行政組織としてきちんと文書管理を実施するように指示している。

さらに、第三条・第四条では、島役所・村役場で作成・授受される文書について、毎年、島役所を通じて東京府庁へ報告するよう指示している。この条項に従って各役所・役場に備え置かれた帳簿類を報告したものが、後述する明治17年「郡区役所架蔵書目」である。

この「島役所村役場諸記録保存心得」は、八丈島での文書管理に対する意識を高める役割を果たしたといえる。しかし、保存年限についての指示はなく、これが後に問題化することとなった。

ii) 保存年限の設定と廃棄

内地では既に訓令等で保存年限の設定が決められているが、島嶼部では「島役所村役場諸記録保存心得」が出されて以降、未だ保存年限に関する規程が無い状態であった。

そのようななか、明治29年3月25日、八丈島地役人高橋郡之助より内務部長東京府書記官山県伊三郎宛に、文書の廃棄について伺いが出された²⁰。

その内容は、「島役所村役場諸記録保存心得」にもとづき「町村公有ノ諸記録図書及維新以前ニ係ルモノト雖モ鄭重ニ保存」することに務めているが、「保存年限御定メ無之故ニ、維新以前ニ係ル書類其他既ニ蠹書ニ係リ、又ハ数年ノ経過ニ因リ字体判明ナリザル書類ニシテ、保存ノ効力無之ト思量致候書類」のように、明治25年12月24日に郡町村へ出した訓令「町村簿書編纂及保存規程」²¹（東京府訓令第43号）等を照準し、廃棄すべき年限を経過したものも多くある。これらの文書の処置方法について確認したものである。

この伺いに対して、明治29年5月5日、内務部長より八丈島地役人へ回答が送られた。その内容は、先の「町村簿書編纂及保存規程」に照準して、保存年限を経過した書類は廃棄して良いというものであった。

大正7年（1918）1月31日東京府訓令第2号「町村簿書編纂及保存規程改正」²²では、さらに保存年限や簿書類別の細分化がなされている。

八丈島を含む東京府の島嶼部の島役所や村役場では、内地より少し遅れて文書管理の規程が制定され、制度的な文書管理が実施されるようになった。その一方で、これを機に、利用価値が低いと判断された書類や損傷の激しいものが大量に廃棄される危険性が生じたのである。これら明治期の文書管理規程をもとに、八丈島での文書管理が行われるとともに、近世文書の保存・廃棄も行われることとなり、現在にまで継承されている近世文書の構成をも規定することになったといえよう。

2 役場で継承される近世文書

①明治17年「郡区役所架蔵書目」

明治16年（1883）10月布達「島役所村役場諸記録保存心得」の三ヶ条目を受けて、島内各村役場に備え置いている書類・書籍等のリストを取りまとめ、島役所分と合わせて1回目

の報告「明治十五年ヨリ同十七年マテ 郡区役所架蔵書目」が東京府へ提出された²³。

初回となる明治18年1月の報告は、明治17年末まで役所・役場に保管されている文書類全てをリスト化し、次年以降は基本的に新規に作成・授受し保管することになったもののみが報告される。そのため、初回報告分をみることで、各役所・役場で保管している近世文書を確認することができるのである。

各村から提出されたリストは、a 明治17年までに作成・授受・保管してきた文書類、b 図書や什器の2部で構成されている。記載方法はほぼ統一されているが、作成年月日の記載や文書類の把握の仕方など、村によって精度に差はある。

ここでは本稿の目的に合わせ、「架蔵書目」のうち、近世文書を含むa 明治17年まで役所・役場で作成・授受・保管してきた文書類に限定し、島役所のものを第1表に示した。

八丈島役所では、さまざまな業務に関する近世文書が、役所文書として備え置かれている。

【第1表】「備置諸記録御届書」（八丈島役所）

| 分類番号 | 書名 | 範囲 | 点数 | 備考 |
|-------|-------------------|----------------------|-------|----|
| ○ 甲 | 御用書留并出京御用留 | 享保10年 - 明治17年 | 133冊 | |
| ○ 乙 | 日誌留并御用留日誌 | 寛政7年 - 明治17年 | 67冊 | |
| ○ イ1号 | 貢租八丈合織・同帯織御稿本 | 天保4年製 | 10折1包 | |
| ○ イ2号 | 貢租御稿本永鑑帳 | 天保12年製 | 2冊 | |
| ○ イ3号 | 貢租及御控織諸書類 | 享保12年 - 明治17年 | 73冊 | |
| ○ イ4号 | 青ヶ島貢租代価受渡帳 | 明治8年 - 17年 | 1冊 | |
| ○ ロ1号 | 御助成御困金穀糸書類 | 天明元年 - 明治10年 | 17冊 | |
| ○ ハ1号 | 流罪人御証文并御赦死亡其他書類 | 慶長11年 - 明治15年 | 126冊 | |
| ○ ニ1号 | 各村田畑ニ関スル書類 | 寛永15年 - 明治17年 | 59冊 | |
| ○ ニ2号 | 各村夫役并五人組合其他書類 | 享和元年 - 明治17年 | 66冊 | |
| ○ ニ3号 | 各村回文留 | 享和2年 - 明治8年 | 16冊 | |
| ○ ホ1号 | 他島書状留 | 寛政5年 - 文政11年 | 3冊 | |
| ○ ヘ1号 | 浦賀手形留 | 文化3年 - 文政2年 | 2冊 | |
| ○ ト1号 | 各村神社仏閣寺院書類 | 寛政10年 - 明治16年 | 16冊 | |
| ○ チ1号 | 各村吏員任免請印書類 | 寛政10年 - 明治17年 | 22冊 | |
| リ1号 | 八丈島小島青ヶ島戸籍帳 | 明治10年製 | 13冊 | |
| リ2号 | 各村戸籍ニ関スル書類 | 明治5年 - 17年 | 22綴 | |
| ヌ1号 | 各村学校ニ関スル書類 | 明治4年 - 17年 | 13綴 | |
| ○ ル1号 | 金額其他受取渡書類 | 寛政10年 - 明治17年 | 9冊 | |
| ○ フ1号 | 出百姓并便船願寄留届書類 | 文化8年 - 明治17年 | 22綴 | |
| ○ ワ1号 | 犯罪書類并天保年中仕置留 | 寛政6年 - 明治17年 | 25綴 | |
| ○ カ1号 | 大賀郷三ツ根村境論書類 | 文化4年・嘉永元年・安政7年 | 1結 | |
| ○ ヨ1号 | 島方仕置留 | 寛保2年 - 宝暦8年 | 1冊 | |
| ○ タ1号 | 武器御渡方書類 | 文化5年 - 明治10年 | 6冊 | |
| ○ レ1号 | 極難渋ノ者調及御手当割渡書類 | 文政10年・天保9年・弘化3年・明治2年 | 4冊 | |
| ○ レ2号 | 各村長寿ノ者取調書上書類 | 文久3年・明治2年・4年・5年・7年 | 5冊 | |
| ソ1号 | 各村印影留 | 明治8年 - 13年 | 6綴 | |
| ツ1号 | 各村民費書類并割付帳共 | 明治10年 - 17年 | 10冊 | |
| ネ1号 | 各村物産書類 | 明治9年 - 17年 | 17綴 | |
| ○ ナ1号 | 各村漁船廻船書類 | 文政8年 - 明治17年 | 8冊 | |
| ラ1号 | 各村牛馬鑑札願書類 | 明治11年 - 17年 | 2冊 | |
| ○ ム1号 | 変死及出火書類 | 文政6年 - 明治17年 | 14冊 | |
| ウ1号 | 御指令書及御達書類 | 明治9年 - 17年 | 9冊 | |
| ウ2号 | 御渡海御達シ差出書類 | 明治9年、11年、15年 | 3冊 | |
| ヌ1号 | 府庁ヨリ各村学校へ備置金書籍受渡帳 | 明治11年 - 12年 | 1綴 | |
| キ1号 | 刑事諸窺書類 | 明治15年 - 17年 | 1綴 | |
| キ2号 | 既決犯罪表綴込 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| キ3号 | 刑事ニ係ル喚出簿 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| キ4号 | 雑件書類 | 明治16年 - 17年 | 1冊 | |
| ノ1号 | 本件書類 | 明治16年 - 17年 | 2冊 | |
| オ1号 | 民事裁判訴状簿 | 明治16年 - 17年 | 2冊 | |
| オ2号 | 民事ニ係ル喚出簿 | 明治16年 - 17年 | 1冊 | |
| ク1号 | 勸解経理書類 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| ク2号 | 勸解書類 | 明治17年 | 1冊 | |
| ク3号 | 勸解願請取録 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| ク4号 | 勸解喚出名簿 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| ク5号 | 勸解越件書類 | 明治17年 | 1冊 | |
| ヤ1号 | 警察報告書原稿并喚出人録 | 明治11年 - 17年 | 2冊 | |
| マ1号 | 監視人各所往復書類 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |
| マ2号 | 監視人出頭控 | 明治15年 - 17年 | 1冊 | |

東京都公文書館調査研究年報（2019年 第5号）

| 分類番号 | 書名 | 範囲 | 点数 | 備考 |
|-------|--------------------------|---------------|------|-------|
| ケ1号 | 違警罪犯書類 | 明治15年-17年 | 2冊 | |
| フ1号 | 盗難届書受付書 | 明治15年-17年 | 2冊 | |
| コ1号 | 遺失物品受渡調帳 | 明治17年 | 1冊 | |
| エ1号 | 勸業書類 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| テ1号 | 御貸与洋牛書類 | 明治12年-17年 | 1冊 | |
| ア1号 | 具状録 | 明治16年-17年 | 1冊 | |
| ○サ1号 | 非常心得方請証文 | 弘化3年製 | 1冊 | |
| ○キ1号 | 龍眼樹并椎茸植付方仕方書 | 弘化3年製 | 3冊1綴 | |
| ユ1号 | 耕地瀑布飲水取調書 | 明治10年書上 | 1冊 | |
| メ1号 | 維新以前役員取調書 | 明治14年書上 | 1冊 | |
| ミ1号 | 風災御届救助拝借願書 | 明治8年-10年 | 3冊1綴 | |
| シ1号 | 願書伺雑書綴込 | 明治15年-17年 | 20冊 | |
| ケ2号 | 犯罪人違警罪取扱手續書 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| エ1号 | 東京出シ書類番号帳 | 明治16年-17年 | 1冊 | |
| エ2号 | 東京出シ書類目録簿 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| ヒ1号 | 島役所筆墨紙其他遺払帳 | 明治10年-17年 | 1冊 | |
| ヒ2号 | 同(島役所)諸出シ物各村割付帳 | 明治10年-17年 | 1冊 | |
| ヒ3号 | 同(島役所)注文物品請取簿 | 明治12年-17年 | 1冊 | |
| ヒ4号 | 同(島役所)用品買入附立簿 | 明治10年-17年 | 1冊 | |
| ヒ5号 | 同(島役所)用炭薪請取簿 | 明治10年-17年 | 1冊 | |
| ヒ6号 | 同(島役所)筆墨紙其他各村へ貸与同(各村)借受共 | 明治12年-17年 | 1冊 | |
| ケ3号 | 同(島役所)拘留人及出京犯罪人日誌簿 | 明治17年 | 1冊 | |
| モ1号 | 各所来往書類綴込 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| セ1号 | 島方取納ノ儀ニ付談書 | 年号無之 | 1冊 | |
| ○ス1号 | 漂着船難破船船破船書類 | 元文4年-明治17年 | 30冊 | |
| ケ4号 | 違警罪科料取立簿 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| ン1号 | 徴発物件表書類 | 明治17年 | 1冊 | |
| ○トモ1号 | 当島御改正ニ付伺申渡書 | 寛政10年-11年 | 2冊 | |
| コト1号 | 名主会議録 | 明治15年-17年 | 1冊 | |
| | 八丈島年表 | 人皇7代孝靈天皇明治17年 | 1冊 | |
| ○ | 服忌令書 | 元禄6年製 | 1冊 | |
| ○ | 伊豆国島々大概帳 但シ三宅御蔵無之 | 天明8年写 | 1冊 | |
| ○ | 八丈島寛政法令 | | 1冊 | |
| ○ | 園翁交語高閑慎集記 | 天明年中 | 1冊 | |
| ○ | 南方海島志 | 寛政3年製 | 1冊 | |
| ○ | 全島年代記 | 寛政10年迄 | 1冊 | |
| ○ | 八丈島大概帳 | 文化11年製・明治元年製 | 2冊 | |
| ○ | 八丈島明細帳 | 弘化3年製 | 1冊 | |
| ○ | 官令簡明目録 | 慶応3年-明治10年 | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 類聚目録 甲乙 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 類聚法則統編目録 | 明治12年 | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 類聚法規 1類-20類 | | 7冊 | 西洋綴書籍 |
| | 現行同(法規) 上下 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 対合官令新誌 前編後編 | | 6冊 | 西洋綴書籍 |
| | 官令新誌 前編1月-6月 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 治罪法註釈 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 地所処方公布類纂 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 税法類編 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 新律綱領改正條例改定律例沿革摘要 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 地方新令類纂 乾坤 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 規則類纂 甲乙 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 警視類聚規則 乾坤 | | 4冊 | 西洋綴書籍 |
| | 国立銀行條例附成規 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 民事成文律類纂 上下 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 刑法義解 2-8 | | 6冊 | 西洋綴書籍 |
| | 刑法治罪法附典類聚 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 警保全書 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 官令新誌 1号-12号 | | 21冊 | 西洋綴書籍 |
| | 官令全報 79号1冊 78号2冊 | | 3冊 | 西洋綴書籍 |
| | 官報令誌 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 陸軍海軍刑法 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 六門系統解剖図 | | 2冊 | 西洋綴書籍 |
| | 警視本署布達全書 | | 3冊 | 西洋綴書籍 |
| | 警視庁布達全書 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 貨幣例目 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 薬用動物篇 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 新式化学 | | 10冊 | 西洋綴書籍 |
| | 物理階梯 | | 6冊 | 西洋綴書籍 |
| | 大全正字通字引 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |
| | 玉篇大全 | | 1冊 | 西洋綴書籍 |

*左端欄の「○」は、近世文書を含むもの。

特に分量の多いものを挙げると、御用留など公務日誌（甲・乙／享保期から明治まで継続的／200点に及ぶ）、各村の土地など基礎帳簿（ニ／寛永期から明治まで継続的／140点に及ぶ）、租税関係（イ／享保期から明治まで継続的／80点近い）、漂着船関係（ス／元文期から明治期まで継続的／30点）がある。そして、流人関係（ハ／慶長期から明治まで継続的／126点）があった。その他の業務に関しても、享和・文化期以降の近世文書が継続的に残されていたといえる。

次に、八丈島の各村役場をみると、「田畑字限帳」、「田畑名寄帳」、「山畑反別帳」、「越石帳」、「田畑貢租盛附帳」、「年貢仕出帳」、「御稿本永鑑帳」といった、税賦課に係るものがほとんどである。

各役所・役場によって近世文書の保管量に差はあるが、特に島役所に種類・点数ともに大量の近世文書が残されていることがわかる。

八丈島役所に備え置かれた近世文書の内容が多方面に及んだ要因は、前項でみたように、八丈島の行政組織において、近代以降も島役所および地役人が島内外に対して、八丈島全体を統括する役割を担っていたこと、また、近代以降も長く近世以来の地役人制度が採られていたことによるといえる。

一方、各村役場に備え置かれた近世文書に共通することは、租税に係る基礎台帳、特に近代日本の主たる税といえる地租に係る土地台帳に限られていることであろう。

本稿との関わりでいえば、流人関係の近世文書は、島役所で大量に所蔵されていたのに対し、村ではわずかに大賀郷に嘉永期以降の流刑人書上帳13点が備え置かれているのみである。この差も、明治になっても存在した流人の管理を島役所が管轄していたことに由来すると考えられよう。

なお、「郡区役所架蔵書目」の分類番号は、現存する文書には確認できない。そのため、文書類とリストとを照合して、継承や分散の過程を伺うことはできない。

②明治33年「書類目録」に含まれる近世文書

明治33年の東京府による八丈支庁設置に伴い、地役人制度が廃止された。それに伴い、八丈島地役人高橋郡之助より東京府へ、島役所の敷地、建物、備品が寄付された²⁴。

敷地；八丈島大賀郷、1町4畝24歩、八丈島共有地

建物；「建物目録」（島役所、人民控所、大便所）

什器；「器械器具目録」

書類；「書類目録」

このうち、「書類目録」は、基本的には図書類で構成されている。主なものは、各種法律注釈書、判決録、各国法典関係書、法規、戸籍・学事・租税関係書、官報、法令全書、東京府布令類纂、各省庁布告達などである。

この「書類目録」には、明治17年の八丈島役所「備置諸記録御届書」に収録されている文書類の一部も含まれている。ただ、明治17年段階では島行政の参考文書として大量の文書類が把握されていたのに対し、明治33年段階では数点が島役所に付随する「書類」として把握されているのみである。それは、「八丈実記」（35冊）、「園翁交語」、「八丈島年表」、「八丈島古文書」、「寛政法令」、「全島大概帳」、「八丈島大概帳」、「御代官ヨリ御尋ニ付請書」の

8種42冊である。これらの表題は1948年の調査で確認されていることから、実態は八丈支庁で流人アーカイブスとともに管理されていたことといえよう。

当館で所蔵している八丈島流人アーカイブズの多くには、もとの表紙への追記もしくは新しく装丁した表紙に、「島役所蔵」「東京府八丈島役所蔵」「事務所」と記載されている。また、現存する八丈島流人アーカイブズは、後述するように合冊や分冊などが確認できるため正確ではないが、約120点の文書から構成されていると考えられる。さらに、明治17年以降に作成・授受された文書を含まないことから、第1表の分類記号「ハ1号」の「流罪人御証文并御赦死亡其他書類」126点に該当し、ほぼそのまま継承しているといえることができる。

ちなみに、「郡区役所架蔵書目」にリストアップされた膨大な量の近世文書は、現在その大部分が所在不明となっている。廃棄、自然災害や戦災、単に公になっていないだけなどの理由も考えられるが、八丈島流人アーカイブズだけほぼ完全な形を保って残されているのは不自然ともいえる。このことは、八丈島役所で保存された近世文書のうち、流人関係の文書のみが意図的に抽出され、当館へ移管されたことを窺わせる。

3 修復と文書の形態上の改変

現存する文書や書籍に記された文書管理の痕跡、また仕立て直しや修復などによる形態の改変についてみてみたい。記述された内容だけでなく、史料自体から読み取れる情報も史料および史料群を理解する上で重要な手がかりとなる。

①文書にみる管理の痕跡

まず、現存する八丈島流人アーカイブズ、つまり旧八丈島役所保管文書に残された情報から、島役所での文書管理についてみてみたい。

i) 島役所での分類番号

現存する文書には、朱書きや墨書きで分類番号が記載されている。ただし、先述したように、明治18年（1885）1月に東京府へ提出された「郡区役所架蔵書目」での分類番号、つまり明治17年段階で使用されていたものとは異なる。分類番号は、下記の5通りである。

- a 朱書き「第一四五号」「第一四六号」「第一四七号」「第一四八号」…
- b 朱書き「一五八」「一五九」「一六〇」「一六一」…
- c 朱書き「庶み壺号」「警は一号」「刑り一号」「ヲ発 六〇号」…
- d 墨書き「もは一〇号」
- e 墨書き「式四参号」

特に、分類番号a・b・cは多くの文書に付与され、連番やカテゴリーなどまとまりを持つことから、島役所での文書管理で広く用いられたものと考えられる。ここでは参考のため、各分類番号の関係性について示しておく。

・「清国漂流書類 慶応二年寅年、南天竺漂流記 文政十二年」

（江戸明治期史料・656-8-1-8、東京都公文書館所蔵／以下、史料番号のみ記す）

この史料は、もともと別個であった写本を、のちに合冊したものである。写本2冊にはそれぞれ表紙が2つずつ装丁されているが、分類番号もそれぞれに付されている。慶応2年（1866）『清国漂流書類』には、古い表紙に朱書きで「三〇一号」、新しい表紙に朱書きで「警

た巻号」と記されている。このことから、明治18年以降のある段階で「三〇一号」という分類番号bが採用され、さらにその後、「警た巻号」という分類番号cへ変更されたことがわかる。

・「流人御赦免并死亡覚帳」（656-8-2-1-1～5）

現在の史料番号の順に、現代になって装丁された墨流し柄の表紙に記された表題（書外題）と、内側の表紙に付されたa・bの分類番号を挙げると、下記の通りである。

- 1 「流人明細帳 五冊之内巻」；「第一四七号」「一五八」
- 2 「流人明細帳 五冊之内二」；「第一四六号」「一五九」
- 3 「流人明細帳 五冊之内三」；「第一四五号」「一六〇」
- 4 「流人明細帳 五冊之内四」；「第一四八号」「一六一」
- 5 「流人明細誌 五冊之内五」；「第一四九号」「一六二」

分類番号に着目すると、分類番号aは1から3へ番号が小さくなり、4・5で逆に番号が大きくなるというように、史料の年代順に並んでいない。一方、分類番号bは、年代順に番号が並んでいる。これらのことから、前者aが先に付され、その後の再整理で年代順に並べ直され、改めて分類番号bが付されたと推察される。

・「流人証文」（656-8-3-4-1～5、656-8-3-5-1～5）

この「流人証文」では、a・b・cの3つの分類番号が確認できる（画像2）。

- | | | |
|------------|---|--------------------|
| 「流人証文 第巻」 | ； | 「第一五六号」「一六三」「刑ぬ巻号」 |
| 「流人証文 第弐」 | ； | 「第一五七号」「一六四」 |
| 「流人証文 第参」 | ； | 「第一五八号」「一六五」「刑ぬ弐号」 |
| 「流人御証文 第四」 | ； | 「第一六二号」 |
| 「流人証文 第六」 | ； | 「第一六〇号」「刑ぬ参号」 |
| 「流人証文 第七」 | ； | なし |
| 「流人証文 第八」 | ； | 「第一六一号」 |
| 「流罪人送状」 | ； | なし |
| 「流人証文」 | ； | 「第一五九号」 |
| 「流人証文」 | ； | なし |
| 「流人証文 第九」 | ； | なし |
| 「流人証文 第拾」 | ； | なし |
| 「流人証文」 | ； | なし |

前の事例と同じように、表題の朱書きの通し番号（「第巻」…）と分類番号との並びが一致していないこともわかる。「流人証文 第六」をみると、朱書きで「第一六〇号」「警ぬ四号」と記されていたが、のちに墨で前者は抹消線が引かれ、後者は「刑ぬ参号」に訂正されている。このことから、まず再整理の段階で並び直されて、朱書き通し番号や分類番号aが付



画像2 流人証文 第巻

され、その後に分類番号cが付されたと推察される。

明治17年段階では「流罪人御証文并御赦死亡其他書類」126点と大雑把に把握していたため、個別史料に分類番号を付与する段階で齟齬が生じたことを反映した結果といえよう。

以上のことから、各々が付与された年代は不明だが、分類番号はa→b→cの順番で変遷したと見てよいであろう。

ii) 文書管理

現存する文書には、近代において表紙を装丁したり、複数の表紙を持つもの、合冊されたものなど、文書管理の痕跡が残されている。ここでは、そのうちのいくつかを紹介する。

【明治17年頃の文書管理】

・「寛延二年 御代官ヨリ御尋ニ付請書」(656-8-6)

裏表紙見返しに「此原本ハ当役所古諸書物之中ニ有之、綴モ切レ離レ大虫喰ヒニシテ裏打モ相成難ク、依テ写シ取置者也 于時明治十七年十月」とある。明治17年10月といえ、まさに前年末に布達された「島役所村役場諸記録保存心得」にもとづき、役所内で保管していた書類を調査し、リストアップしている最中であった。つまり、この「当役所古書物之中ニ有之」とは上記のことを指し、調査時に当該史料を再発見し、修復を施したと判断できる。

・『園翁交語』(656-8-1-4)

『園翁交語』は、別名『女護島高閔慎集記』と称し、八丈島の歴史や風俗をまとめたものである。島役所から都政史料館へ移管された『園翁交語』には、裏表紙見返しに「于時明治十九年十月写之 三ツ根村高橋鍔之助殿家蔵ニシテ元自分祖父ノ集記也 書記高橋與一」と記されている。

『園翁交語』は、明治17年「備置諸記録御届書」に収録されているが、明治19年に書写されたものが明治17年段階でリストアップされることは不可能なので、両者は別のものであることがわかる。この史料は、史料目録などから複数の存在を確認することができるが、対応関係は不明である。

明治17年「島役所村役場諸記録保存心得」の布達と、それに準拠した文書管理の実施は、八丈島役所の文書管理体制と意識とに変化を与えたと評価できる。

【装丁】

・「清国漂流書類 慶応二年寅年、南天竺漂流記 文政十二年」(656-8-1-8)

先述したように、それぞれ表紙を持つ2つの写本を合冊し、新たに表紙を付したものである。前者に「警た壺号」、後者に「警へ壺号」と表紙に朱書きで分類番号が記されており、近代以降もある時期までは、別々のものとして島役所で管理されていたことがわかる。この史料は、1960年（昭和35）の東京都教育委員会の調査ではどの史料群にも収録されおらず、この後に発見され、追加で都政史料館へ移管されたと推察される。

・灰色表紙A

「流人科書」（656-8-2-5-1～4）の四点は、年代順に帳面を足しながら書き継がれた同一の史料と判断できる。1冊目の表紙見返しには、「本綴ハ昭和八年整理セルモノナルモ、中ニ脱落セルモノ及文字不明トナリタルモノアレハ、流人数トハ合致セス」と記されている（画像3）。この記述から、少なくとも、この「流人科書」は昭和8年（1933）に再整理を受けたことがわかる。これと同装丁と考えられるものとして、「自文政至慶応 流人尊奉請書」（656-8-2-9-2）と、「自文政至慶応 流人吟味役名」（656-8-2-9-3）がある。

・灰色表紙B

八丈島流人アーカイブズの多くに、近代以降に付された灰色の表紙が装丁されている。色だけでなく、表紙上の記載方法も同一といえ、大規模な文書再整理が行われたと判断できる。灰色表紙Bが装丁されているのは、下記のものである。なお、表題は、一番外側の墨流し柄表紙ではなく、内側の灰色表紙に記されたものである。

「末吉村 流人在命帳」（656-8-2-9-1）

「明治五年現在各村分 八丈島流人在命帳」（656-8-2-9-4）

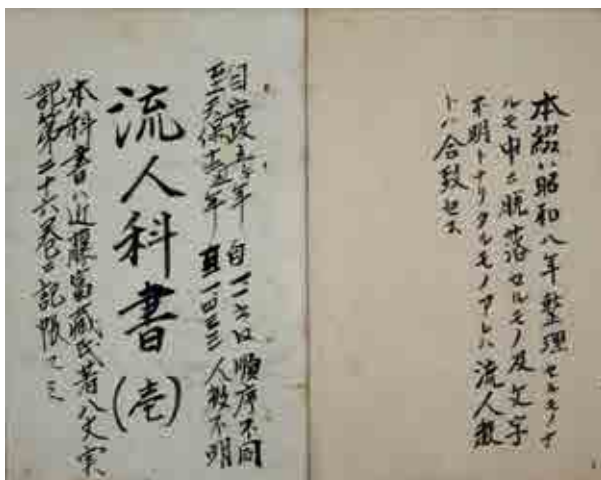
「大賀郷三根小島 流人在命帳」（656-8-3-1-1）

「檜立村 流人在命帳」（656-8-3-1-2）

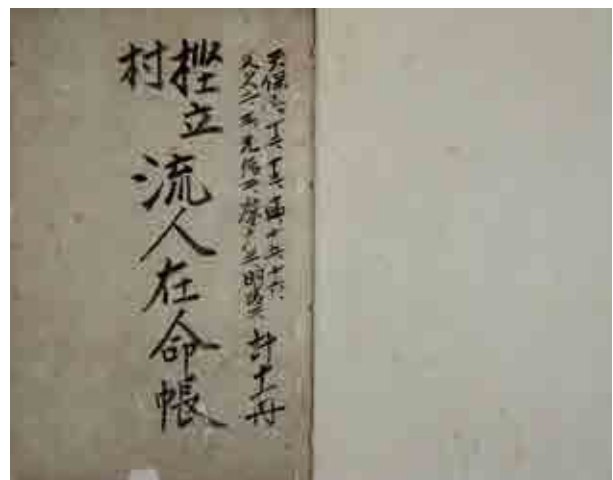
「中之郷村 流人在命帳」（656-8-3-1-3）

画像4のように、中央に大文字のタイトル、右側に合冊された個別文書の年代と総計が記されている。これらは、近代以降のどこかの段階で、村、年代、内容ごとにまとめて合冊したものと考えられる。また、合冊された史料のなかには、個別の表紙に分類番号a・bが付されているものが複数あることから、合冊されたのはそれらの分類番号が付された後のことといえよう。さらに、「檜立村流人在命帳」には、明治22年（1889）「収受文書」という簿冊の表紙のみが綴じ込まれている。素直に受け取るならば灰色表紙Aと同時期の整理と考えられる。

この灰色表紙は、紙質や欠損状況からも、ある程度の時間が経過したものと考えられる。



画像3 流人科書



画像4 流人在命帳

②史料目録の比較にみる形態の改変

当館所蔵の八丈島流人アーカイブズに関する史料目録は、次の6点が存在する。

- a 「八丈支庁に保存されている文書」²⁵（1950年1月）
- b 『資料図書仮目録1』のうち「和装本 地誌 島嶼関係」²⁶（1951年10月）
- c 「八丈島民政資料目録」²⁷（1960年2月）
- d 「都政史料館保管文書」²⁸（1960年3月）
- e 「八丈島・青ヶ島関係古文書目録」²⁹（作成年月不明）
- f 「東京都公文書館情報検索システム」（現在）

史料目録cは、dを含む報告書を編集するにあたり、当館で作成した当館所蔵分の史料目録である。また、eは、c・dに無い史料、つまり、1958年の東京都教育委員会による調査で洩れた史料もしくはその後に追加された史料を含めて、当館で作成し直した史料目録である。fはbをもとに作成し、eで補完したもので、最新版といえるものである。作成時期と目的によって大きくは、a・b、c・d、e、fの四つに区分することができる。

これらを比較すると、特に形態や点数に違いのあることがわかる。ただし、ほぼ同時期に作成された目録c・dでも、目録cでは「一冊（合綴）」とあるのに、目録dでは個別に「豎1冊」とカウントされているものもある。

また、先述した灰色表紙Bが付された史料を見ると、表紙に記された収録史料年代には記載がなく、目録c・dでも未収録だった史料を含めて合冊されているものがある。つまり、現在同一形態で装丁・合冊されているものでも、一貫して合冊されていたことと、目録cでは合冊されたものが、目録dでは一度分冊され、目録eで未収録のものを加えて再び合冊されたという二つのパターンが想定でき、辿った管理状況をどちらか一方に統一して理解することができないのである。

そのため、各史料目録が作成された時点での状況を確認できないことや、少し前まで現在のような史料学・アーカイブズ学にもとづく史料把握と史料目録作成が行われていなかったことを踏まえれば、単純な比較はできないことに注意を要する。ただ、形態（冊、合綴など）を書き分けていたことを考慮すると、形態改変の推移について大まかな検証は可能と考える。

史料目録上での形態の改変は、次の2パターンが確認できる。

【分冊→合冊→分冊】

- ・「流人御赦免并死亡覚帳」は現在、5冊（656-8-2-1-1～5）に分れている。各冊には「事務所」によって表紙が付され、「五冊之内一」のように分冊数が記されている。近代になっても個別の史料として取り扱われていたことがわかる。史料目録での表記をみると、目録aでは「5冊」とある。一方、目録cでは1レコードで「5冊（合綴）」、目録dではそれぞれ別個に目録がとられているが、数量は「豎1冊」のうしろに5冊まとめるかたちで「合綴」と記されている。つまり、目録c・d段階では合冊されていたことが読み取れる。現在は表紙を基準に再分冊されたということになる。

【合冊→分冊→合冊】

- ・「流人在命帳 中之郷」（656-8-3-1-3）は現在、11点が1冊に合冊されている。灰色表紙Bには10冊分の年代が表記されている。つまり、近代では個別の史料を合冊して保管していたのである。目録cでは1レコードで「天保十二年中之郷その他」として「一冊（合綴）」となっているが、目録dでは10冊分それぞれレコードがとられており、「合綴」とは記されていない。つまり、目録cでは合綴とされたものが、目録dでは分冊とされているのである。なお、目録aでは、「中之郷流人在命帳 天保十二年（中略）明治九年計十冊 合本」1冊とあるので、合冊されていたと判断してよいであろう。ただ、問題となるのは、現在、灰色表紙Bの収録史料年代のところに記載のない明治期のものと思われる檜立村の「流人在命帳」がここに合綴されていることである。これは、目録dと目録eの間で、一度解体され、檜立村のものが混入したまま再度1冊に合綴されたことを想定させる。
- ・目録cには「流人在命帳 安政二年中之郷その他」があり、数量は「二十二冊（合綴）」となっている。しかし、目録dでは、1点ごとに採録されて流人在命帳全体が編年順に並べ替えられており、合綴の状態は窺えない。目録dでの24冊が目録cの22冊（カウントミスか）に該当すると考えられる。ところが、目録eと比較すると、「安政三辰年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-1）6点合冊、「安政二卯年 流人在命帳 檜立村」（656-8-3-3-2）2点合冊、「安政六未年 浮田在嶋流人在命帳 三根村」（656-8-3-3-3）6点合冊、「安政四巳年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-4）5点合冊、「安政五午年 浮田一類在命流人書上帳 大賀郷」（656-8-3-3-5）5点合冊、以上の24点（5冊）に該当すると判断できる。さらに、656-8-3-3-1は、目録e以降に流人在命帳2点を加えて再度合冊され、現在は8点で1冊となっている。つまり、目録cの段階までは24冊が1冊に合綴されていたが、一度分冊されて5冊に改変、さらに再度一つが解体され、新たに2点を加えて、5冊に合綴し直されたことになる。

以上のことから、近代以降の文書管理の過程で、複数回の形態上の改変が加えられたことがわかる。なかでも、合冊されていたものが分冊されたり、その後に分冊前と同じかたちで再合冊される場合と、別のかたちに改変される場合とがあったことがわかる。

③東京都公文書館における修復

川崎房五郎氏により作成された史料目録aを基準に、それ以降の形態上の改変については、当館（東京都教育委員会を含む）における修復と判断してみたい。

当館所蔵分は、もともと虫損や水損等による甚大な破損を伴うものが多かったため、裏打ちやリーフキャストによる修復が行われた。ただ、修復を行った時期や方法など、現在のところ記録を確認することができていない。

参考になる情報として、「八丈実記」の翻刻本の附録をみると、「本書の原本は四十五年度国の重要文化財に指定されました。都公文書館（前の都政史料館）では目下原本を補修しております。」³⁰、「原本が国の重要文化財に指定されるのと前後して、都の公文書館では二年がかりで補修作業を完了しました。」（以上、原文のママ）³¹と記されており、情報の信憑性に疑問もあるが、1970～71年度に集中的な修復が行われたことを窺わせる。

現在、八丈島流人アーカイブズには、墨流し柄の表紙が装丁されている。東京都教育委員

会が行った「三宅島流罪人名帳」の修復事業では、修復後に墨流し柄の表紙が新たに装丁されていることがわかる。この史料は八丈島流人アーカイブズではないが、装丁を考える際の参考情報にはなろう。また、「八丈島古文書類」³²は、墨流し柄の表紙を持たないが、同じく東京都教育委員会により1978年（昭和53）に補修（同年9月補修納入）が行われたことが裏表紙見返しに記されている。現在に至るまで、大小規模の修復が数度行われたと窺える。

その修復の過程においても、形態上の改変が行われた。大きくは、i 複数の文書を合冊した文書を、1点ごと別個に再装丁されたもの、ii 1点ごと別個であった複数の文書が、合冊されたもの、iii 1点の文書が、複数に分割されたもの、という3つのパターンである。前項においてi・iiに似た事例は触れたため、ここではiiiの事例を2つ紹介しておく。

・「明治六年流人一件出島控」(656-8-2-6-1～3)

現在は上・中・下の3つに分割され、共通して墨流し柄の表紙が装丁されている。また、上巻にはこれ以外に2つの表紙が装丁されている。一つは作成当時の「流人一件出島控 八丈島」、もう一つは「明治六年 流人一件出島控 東京府八丈島役所」である。八丈島が明治11年に東京府へ移管されたことを考えると、後者はそれ以降に装丁されたといえる。一方、中巻・下巻に表紙はなく、分割されたことを伺わせる情報もない。また、目録a「流人一件」および目録d「流人一件出島控（島抜関係書類一括綴）」と、ともに1冊と記載されている。目録eでは三分割となっていることから、当館での修復の際に、厚さを考慮してか、もともと一つの史料だったものを分割したといえる。

・「従明治五年 諸一件帳」(656-8-2-8-1) 「明治六年 榎立村徒党一件」(656-8-2-8-2)

現在、史料番号は連番となっているが、異なる2つの史料として登録されている。一方、前者「諸一件帳」には島役所時代の表紙および分類番号が付されているが、後者「榎立村徒党一件」にそれらはない。この二つ史料は、目録aには収録されておらず、目録cでは「諸一件帳（表紙に明治3年とあり）」 1冊とのみ記載されている。前者の冒頭には作成当時の細目が付されているが、「明治六年 御高札写」で終わっており、「榎立村徒党一件」は見られない。ただ、綴口のノド部を見ると、丁ごとに墨書きで通し番号が付されており、前者が「一〇二」で終わり、後者の本文が「一〇四」から始まっていること、内容は同一であることを合わせて考えると、もとは一つの帳面であったことがわかる。つまり、「流人一件出島控」と同じく、当館での修復の際に分冊されたと判断して良いだろう。

近代以降の文書管理のなかで、複数の分類番号の付与や表紙の装丁など、何度かの文書管理方法の改訂が確認できる。分類番号の変遷を追うと、はじめは史料の並びと分類番号の順番に齟齬が生じていたが、次第に一致するように改訂されており、確認と整備を伴う文書管理の変更が行われていたことが窺える。

形態も、i 複数の個別史料を合冊、ii 合冊されたものを分冊、iii 複数の個別史料を合冊したものを再度分冊、iv 合冊されたものを分冊し再度合冊、v 個別史料を複数に分冊、という5通りが確認できる。島役所で半現用文書として管理された段階から、八丈支庁や当館で歴史資料として管理された段階において、文書管理や修復で形態上の改変が加えられながら現在のかたちに至ったことがわかる。

また、八丈島流人アーカイブズは、川崎氏や東京都教育委員会の調査で確認されたものを

基盤とするが、その後も史料が追加されながら構築されたのである。

近世および明治初年までに作成・授受された八丈島の流人関係史料は、現在に至るまでに上記のような文書管理の変遷を経て継承されたものであり、史料を読み解く際にきちんと踏えておく必要がある。

4 八丈島流人アーカイブズ

当館所蔵分の「八丈島民政資料」は82点であるが、合冊された個別史料について一点一点細目をとると、120点になる。その内容も、江戸を発ってから島に到着し、島での生活、そして赦免もしくは死亡するまで、八丈島での流人の管理上で作成・授受される文書をほぼ網羅するものといえる。八丈島には、江戸時代初期より伊豆諸島への流刑が廃止された明治初年まで、流人関係の文書が蓄積されていたのである。そこで、この八丈島流人アーカイブズをもとに、八丈島での流人を取り扱う流れを追ってみることにする。一部、八丈島流人アーカイブズにないものは、先行研究³³を参考に適宜補う。第1図は、八丈島流人アーカイブズの流れを図示したものである。



I 江戸を発つ

各奉行所で遠島を申し渡された場合、小伝馬町の牢屋敷で待機することになる。この間、身寄りのある者には町奉行所から通知し、流人への差し入れを希望する場合は願書の上、出帆前日までに制限内の届物を持ってこさせるといふ。ただ、届物があるのは少なく、幕府から身分相応の金銭が与えられた。

出帆前日になると、島割帳に基づいて流刑先を申し渡し、幕府よりの金銭、身寄りからの

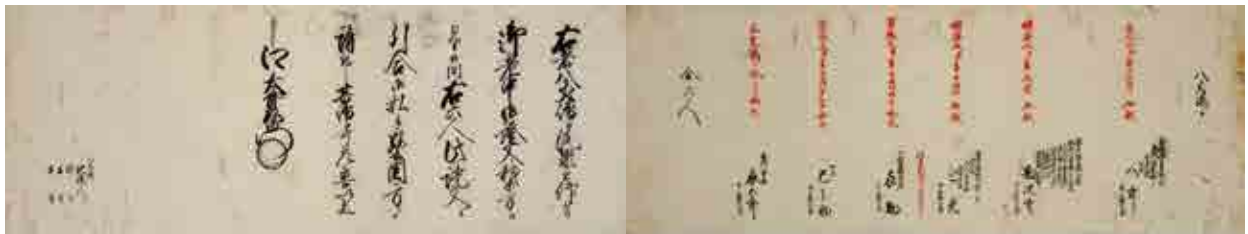
届物が与えられ、適宜、医師よりの薬が渡される。

出帆当日は、出牢証文によって牢役人が流人の名前、肩書、年齢、入牢日などを確認し、町奉行所与力へ引き渡すという。それから、牢屋敷裏門で伊豆代官の手附へ、船手番所で船手頭へ引き渡される。船手頭は3名で、永代橋、万年橋、霊岸橋に各番所・役屋敷があり、当番の船手番所より出帆することとなる。これまでに作成された書類や、提出された願書は町奉行所など幕府の担当部署で管理されることとなった。

流人船は幕府が手配した民間の船があてられたが、寛政8年(1796)、鉄砲洲に伊豆七島産物の売り捌きや島との交易を担う伊豆七島方会所が開設されると、流人の搬送もこの民間の廻船が担うこととなった。

この流人の搬送に際し、伊豆代官より流人証文、添証文A、浦触の3通が八丈島地役人に宛てて渡される。

①流人証文は、八丈島へ送られる流人の名前・旧居住地・身分・年齢が列記され、代官の文言と続く。奉行所の評決を受けて老中から遠島の裁可が下りた旨の文書が代官へ渡されたので、この証文と照合して警固方より流人を請け取るように指示している。(画像5)



画像5 流人証文(合成)

②添証文Aは、流人証文に添えた文書で、警固役の船手組同心から流人を請け取った上で、請取証文を認めて同心へ渡すことと、送致中に病死した者の取扱方も指示している。

③浦触は、八丈島流人アーカイブズには含まれていないが、後述の三宅島地役人添書(⑥)の記述から、沿海村々に対して布達された触書も、一緒に送られていたことがわかる。島役所では、御用留帳もしくは触留帳に綴じて保管したと考えられる。

流人船は、これらの文書を携え、品川沖での風待ち後に浦賀まで行き、浦賀奉行所において流人証文と流人を照合して改めを行う。そして、三宅島へ向けて大海原に出るのであった。

II 三宅島を經由

流人一行は、まず三宅島に搬送される。これは、三宅島と八丈島の間を流れる「黒瀬川」と呼ばれる激しい海流を乗り切るため、風を待つ必要があったことによる。そのため、八丈島へ送られる流人も三宅島で全員下船し、再び出帆するまで三宅島地役人の管理のもとに置かれた。

④流罪人名帳は、一時的にせよ三宅島に滞在するため、上陸時に三宅島地役人によって流人全員の基礎台帳が作成される。到着した船ごとに「三宅島流人」と「八丈島流人」を分け、流人の名前・旧居住地・身分・年齢のほか、宗門や罪状、遠島申渡日を一人別に箇条書きで記録し、武家や僧侶は花押の自署、庶民らは爪印を押して、記載に間違いがないことを確認している。

そして、八丈島へ向かう際には、①②③に、⑤⑥を加えた5通を携えて出発した。

⑤添証文Bは、伊豆代官から八丈島地役人へ宛てた流人証文の添証文。添証文Aが江戸を発つ際に発給されたのに対し、添証文Bは三宅島を発つ際に発給される。三宅島滞在を経て流人の構成が変わるためか、冒頭に改めて流人の情報が列記されている。

⑥三宅島地役人添書は、三宅島地役人から八丈島役人に宛てた流人証文の添書。伊豆代官からの「流人御証文」1通、「同添御証文」(A・B)2通、「御浦書」1通と、「拙者共添書」1通の合計5通と流人を送るので、流人証文と照合して請け取るよう依頼するもの(画像6)。



画像6 三宅島地役人添書(合成)

⑦御用雇船日記は、三宅島から八丈島へ流人を搬送した御雇船頭らの日記。運搬した流人や物資を記載している。現在、慶応2年「三宅島平十郎船入津浜日記」が三宅島にある。

合計5通(①②③⑤⑥)の証文類は、八丈島到着時に八丈島地役人へ渡され、八丈島で保管された。一方、三宅島役所で作成された帳簿(④)や、三宅島の船頭の日記などは、三宅島で保管されることとなった。前者(④)は大島支庁三宅島出張所を経て、現在は当館で所蔵している。

Ⅲ 八丈島に到着

八丈島に到着すると、浜辺において搬送担当役人と八丈島地役人らとの間で流人の引き渡しが行われる。その際、証文と流人とを照合し、地役人からは「請取書」が搬送担当役人へ提出される。

次に、流人を各村に割り当てる村割りを行って⑧流人村割帳が作成され、担当する村の組頭らに連れられて村に向かう。村に着くと、名主宅や村役場などで島の法度や流人の掟などを申し渡され、五人組に預けられる(後に島役所へ出向いた際に法度を聞かされるとも)。

その後、村役場に呼び出され、罪状などを聞いて「科書」が作成される。この科書が全員分揃ったところで、組頭が流人を連れて島役所に出向き、「科書」が地役人へ提出される。上陸直後に流人科書が作成されるとの解説もある³⁴。

これをもとに、島役所に備えた⑨流人科書(画像7)へ追加して綴じられる。流人管理の基礎台帳の一つとして、名前・旧居住地・身分・年齢のほか、罪状、吟味方、入牢日や遠島申渡日を、一人別に半帳ずつ分けて記載している。また、名前の下には、武家や僧侶は花押の自署、庶民らは爪印を押して、記載に間違いのないことを確認している。

⑩流人請書は、冒頭に島掟の条文が配置され、到着した年月日ごとに流人が爪印を押して島掟を遵守することを誓約したもの。



画像7 流人科書

IV 八丈島に暮らす

流刑は無期刑であるため、赦免もしくは逃亡して島を出る以外は、島内で生涯を終えることとなる。ただ、牢屋に入れられることもなく、島民と生活を共にした。また、八丈島へ送られる流人には武士や僧侶、知識人らが多く、新たな知識・技術・情報をもたらし、島の制度、文化、産業に貢献する存在として歓迎もされた。

そのため、島を抜け出そうとしない限り緩やかな措置がとられていた一方、島民と区別してきちんと把握しておく必要があるため、さまざまな場面で文書・帳簿が作成・管理されていた。

①流人在命帳は、流人の移動や増減といった実態を把握するため、毎年村ごとに作成される流人の人別帳で、島役所で管理される。浮田（宇喜多）一族は他の流人とは別に帳面が作成されている。『八丈実記』には、流人在命帳について、次のように記されている³⁴。

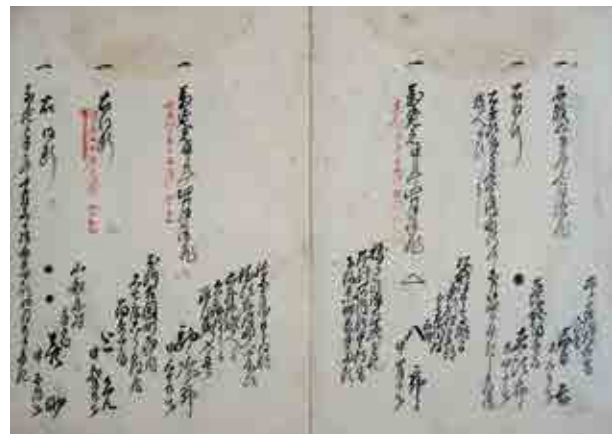
案スルニ流罪人ノ惣人別ヲ記スルヲ流人在命帳ト呼ナラハシタリ、ムカシハ龜略ナリ
シヨ県令杉庄兵衛文化十一甲戌年ニ改正アリシト見ヘタリ 尋書云
一上略 都而村々在命帳ニ流罪ニ相成候年月記無之差支候間、以来者流罪之年月一人別ニ
相認、流罪相成候順ニ認可差出候、但宗旨者不認入候而モ不苦候
一流人名前之内、千・仙・専等之類其外文字、流人証文与違候モノモ相見候間、証文見合
文字不違様逸々入念可差出候 下略
案スルニ治所ニ納ル科書トイ、在命帳トイ、皆人別ヲ知ルノミナラス、赦免シラ
ベノ一助ニモナサルト見ヘタリ

この史料によると、流人在命帳は流人版の宗門人別帳といえるもので、文化11年（1814）の改正以降、流罪となった年月をきちんと記載するようになり、人名も流人証文と一致させるようになったという。これは、単に人別を把握するだけでなく、赦免を申請する際の資料ともなるため、正確に情報を記載したとのことである。実務上の面から、文書作成・保管がきちんと行われるようになったことがわかる。

このほか、流人の赦免、出島、死亡に関する情報を管理した⑫流人御赦免并死亡覚（画像8）や、流人へ送られた金銭や物品を記録した⑬流罪之者被下銭并雑物届帳が、流人管理帳簿として作成されている。

⑫では、後述する菅野八郎の箇所にも、文久2年（1862）12月に「出嶋」「御免」と記されている。一般的に、同年同月に赦免の検討が始められ、同4年8月に赦免決定、9月に出島と知られている。

また、島内では、流人同士または島民を巻き込んだ盗賊行為、賭場開帳、傷害事件、島抜けなど、さまざまな事件も発生した。事件が発生すると、地役人や村役人による取り調べ、本人や村役人による詫入れなどが行われ、文書が作成される。最終的な決裁は地役人が行うため、関係文書は地役人のもとに集積され、⑭事件関係の留帳が編纂された。



画像8 流人御赦免并死亡覚

V 赦免

流人の赦免には、身寄りの者からの歎願と、流人自身が地役人を通じて赦免願を提出し、将軍家や明治政府の慶事などの機会に大赦を受けるという方法があった。

他島の事例をみると、恩赦が決定すると、まず老中より赦免証文が発給され、各掛奉行を経て支配代官へ廻ってくる。それを受けて、支配代官では地役人宛の出島証文を出し、地役人より請書が提出される。また、流人からは出島にあたって法度を守り、在島流人の取り次ぎ等の不正行為を行わない旨の誓約書をとるという流れになる。

流人個人または村ごとに代官や県令へ宛てた⑮赦免歎願書、流人から提出された出島にあたっての誓約書である⑯出島請書、流人から代官や管轄府県令へ宛てた帰郷後の身元引受人を申請した⑰出島引取願書がある。これらは島役所を通じて提出されるため、原本や控えが島役所に集積された。

また、⑱出島乗船関係は、出島する船の割り振りを記載した「分船割取帳」、出船する便数や時期が限られているため、病気などで出島辞退を申請した「出島乗船遠慮願」、知人らとの同乗を願ったりした「出島乗船希望願」や、船の変更を願う「出島船振替願書」が流人から村役人・副戸長を通じて地役人へ提出されている。また、「雇水主名面書」といった雇用した水主らの名簿も八丈島流人アーカイブズのなかに残されている。

⑲その他には、赦免された流人が妻子同伴で出島したいことを願う「妻子同伴出島願書」などがある。水汲み女（妻）や島で生まれた子供を自由に連れていくことができたのは明治2年以降といわれている。

VI 管轄府県との連絡

江戸時代は幕府の関係部署や代官、明治になると、明治2年（1869）に相模府知事所管、翌3年に菰山県、同4年に足柄県、同9年4月に静岡県在所管となり、そして同11年1月に東京府へと編入された。当然、流人の管理についても、管轄府県の担当部署と連絡をとり、流人に関する文書の作成・授受が行われている。明治元年の赦免では膨大な流人が赦免となったが、八丈島にはまだ多くの流人が残っていたためである。

⑳在島流囚人御届は、明治以降も在島している流人の生死を管轄府県へ報告した「在島流囚人届書」「年限済流人届書」「流人死亡届」などで、副戸長から地役人を通じて管轄府県令へ宛てたものと、地役人から管轄府県令へ宛てたものが存在する。

㉑事件関係は、島内で事件が発生した際、傷害事件や島抜け、島役所や村役場の書記として雇用している流人が関与する不正疑惑事件といった地役人では判断できない案件について、幕府や代官所、管轄府県へ報告して判断を仰いだ報告書などである。

㉒その他は、八丈島で長く暮らしたため、本土に戻らずに八丈島民となる者もあり、流人から管轄府県令宛に提出された「島加籍願書」などがある。

最後に、幕末に八丈島の流人となった菅野八郎を例に、八郎の行動と八丈島流人アーカイブズの作成・授受とを対応させてみたい（第2表）。八郎は、文化10年（1813）、陸奥国伊達郡金原田村（福島県伊達郡保原村）に生まれた。のちの「信達一揆」と呼ばれる世直し一揆の頭取ともされた人物である。安政の大獄の渦中において、幕政を批判した自筆の「秘書後之鑑」が幕府に露見してしまう。これにより、安政5年（1858）11月2日に金原田村で捕縛され、町奉行所での吟味の末、10月7日に八丈島への遠島を申し渡された。

ちなみに、画像5～8には菅野八郎の名が登場しているので、参照していただきたい。

[第2表] 菅野八郎の八丈島滞在期間の行動年表

| 年月日 | | 年齢 | 事項 | 概略図 |
|-----------------|--------|----|---|----------|
| 文化10年 (1813) | 8月15日 | 0 | 金原田村に生まれる。 | |
| 安政5年 (1858) | 11月2日 | 46 | 安政の大獄に関連して、金原田村の自宅で江戸町奉行所の捕手に捕縛される。 | |
| | 11月21日 | | 江戸の役人に伴われ、丸駕籠で福島城を出発する。 | |
| | 12月3日 | | 江戸町奉行石谷因幡守屋敷に到着する。取り調べが始まる。 | |
| 安政6年 (1859) | 10月3日 | 47 | 評定所において口書に爪印を押す。 | |
| | 10月7日 | | 遠島とされる。 | |
| 安政7年 (1860) | 4月12日 | 48 | 永代橋新堀端より出帆する。 | ①②③ |
| | 4月19日 | | 三宅島に到着する。掛田村の鶴谷の世話をうける。 | ④ |
| | 7月4日 | | 三宅島を出帆する。 | ⑤⑥⑦ |
| | 7月4日 | | 八丈島大賀郷に到着する。 島役所を経て、末吉村へ向かう。 | ⑧⑨ |
| | 7月13日 | | 末吉村で掟を言い渡される。 組頭源吉の預かりとなり、その後三根村の高橋新松宅へ逗留する。 | ⑩ |
| | 10月10日 | | *流人の逃亡が発覚して27名が処刑される（利右衛門騒動）。 | ⑪⑫ ⑬⑭ |
| | 10月 | | 三根の高橋新松宅より末吉村へ戻る。 | |
| | 10月 | | 島の娘に婿入りする。 | |
| 文久2年 (1862) | 5月 | 50 | 金子横取りについて島役人の長戸路氏へ訴える。 | |
| | 12月15日 | | 八郎の特赦が検討される。 | ⑮ |
| 文久4年 (1864) | 8月30日 | 52 | 赦免とされる。 | ⑯⑰⑱ |
| | 9月10日 | | 八丈島を出帆する。 | |
| | 9月13日 | | 江戸鉄砲洲へ到着する。 | |
| | 9月末 | | 金原田村の自宅に到着する。 | |

「概略図」の数字は、「八丈島流人アーカイブズ概略図」と対応。その都度、作成・授受される文書を表示
「概略図」の黒ヌキ数字は、菅野八郎に関する記述あり。

*参考文献 須田努編『逸脱する百姓—菅野八郎からみる一九世紀の百姓—』（東京堂出版、2010年）
保原町歴史文化資料館編『信達世直し—揆と金原田八郎展』（保原町教育委員会、1996年）

おわりに

江戸・三宅島・八丈島において、文書をもって流人の引き渡し・管理がなされ、それに伴って膨大な量の文書が作成・授受・保存されていた。八丈島には、寛永12年(1635)から明治4年(1871)までの間に1887名の流人が記録され、最も多いときで287名(万延元年)が在島していたという。これだけ大人数の流人を管理するには、きちんとした文書行政によらねばならなかった。高度な文書による行政・経済システムが発展し、文書社会ともいわれた江戸時代、「絶海の孤島」と考えられた八丈島でもそれが貫かれていたことがわかる。

また、本稿では流人に注目したが、島民による事件・島抜け・歎願なども頻繁に存在した。しかし、島民と流人とで同じような一件があっても、八丈島流人アーカイブズをみる限り、両者の文書の混在は確認できない。日常ではともに生活していても、明確に区別して管理されていたのであり、八丈島流人アーカイブズはそのことを明確に示しているといえよう。本稿で検討したことを、以下にまとめておく。

①八丈島流人アーカイブズは、江戸時代から明治33年(1900)まで八丈島役所において作成・授受・保管された史料群の一部であった。明治33年の八丈支庁開設に伴い、アーカ

イブズも継承され、東京府総務局文書課第四分室（のち東京都公文書館）の八丈島所在史料調査を契機に、1950年代に同分室へ移管されたものである。八丈島の行政組織は、地役人によって全般的に統括されており、八丈島で作成・授受される公文書はほぼ島役所に集積されるといってもよい。そのため、多岐にわたる史料が保管されており、八丈島流人アーカイブズをみても、流人に関するあらゆる史料を見いだすことができる。明治17年段階でさまざまな分野の近世文書が島役所で保管されていたが、そのなかの流人関係の史料群だけが移管されたことで、東京都公文書館所蔵分は特異的な史料群構造を持つに至ったのである。

②近世から現代に至るまで、文書管理の方法の変更、再整理や修復等が行われ、史料の形態も変化した。八丈島流人アーカイブズも、史料群を理解するためには、史料の内容だけでなく、これら文書に残された文書管理や形態改変の痕跡を読み解く必要があることがわかる。

③八丈島流人アーカイブズは、流人の送致、島での管理、出島・死亡まで、その管理の過程で作成・授受される文書を包括し、流人管理の全体像を把握することができる貴重な史料群であることが解明された。また、菅野八郎を軸に据えて八丈島流人アーカイブズを位置づけることができたように、八丈島で流人が辿った歴史を再構築することも可能な史料群でもある。

八丈島流人アーカイブズの伝来や史料群構造を理解することで、八丈島の歴史や文化をより深く解明することができるといえよう。

- 1 東京都教育委員会編『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊－八丈島・青ヶ島の文化財1－』（東京都教育委員会、1960年3月）
- 2 「公事方御定書」（国立公文書館内閣文庫・181-0042）
- 3 大隈三好『伊豆七島流人史』（雄山閣、1974年）
- 4 大隈三好『伊豆七島流人史』（前掲註3参照）
- 5 東京都公文書館の変遷については、白石弘之「東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで」（『東京都公文書館調査研究年報（WEB版）』第1号、東京都公文書館、2015年3月）を参照のこと。
- 6 川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（東京都総務局文書課、1950年1月）。なお、現在は第2版（東京都公文書館、1990年）が刊行されているが、掲載した「はしがき」は削除され、本文も史料所在を反映して加筆・修正されているので注意を要する。
- 7 東京都総務局文書課四谷分室『資料図書目録1』（東京都総務局文書課四谷分室、1951年10月）
- 8 明治20年「普通第1種 庶政要録〈庶務課戸籍掛〉」（東京府文書・616.D5.12、東京都公文書館所蔵）。購入したのは69冊のうち29冊であるが、その後に綴じ直されて36冊となっている。
- 9 「園翁交語」（江戸明治期史料・656-12-01-12、東京都公文書館所蔵）
- 10 「八丈島めぐりの記」（江戸明治期史料・656-12-01-16）
- 11 「八丈島大概帳」（江戸明治期史料・656-12-01-14）
- 12 「出百姓 八丈島」（江戸明治期史料・656-12-01-15）
- 13 「八丈嶋大概記録」上下（江戸明治期史料・656-12-01-13-01～02）
- 14 「八丈島反別調」（江戸明治期史料・656-12-01-18）
- 15 「八丈島小島青ヶ島略記」（江戸明治期史料・656-12-01-17）
- 16 大隈三好『伊豆七島流人史』（前掲註3参照）、東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈島誌』（東京都八丈島八丈町役場、1978年）、川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』（東京都公文書館、1990年第2版）
- 17 東京都公文書館編『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』（東京都公文書館、2013年）
- 18 清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について－郡区町村編成法期の東京府を中心として－」（中央大学大学院研究年報編集委員会編『中央大学大学院研究年報（文学研究科篇）』2004年）
- 19 明治16年「島役所村役場諸記録保存心得」（東京府文書・632.A3.05）
- 20 明治29年「第3種 第一課文書類別・庶務（共8冊之3）・伊豆七島ニ関スル書類・完（内務部第課庶務掛）」（東京府

- 文書・621.C3.04)
- 21 明治25年「警視庁東京府公報・東京府訓令」(43、東京都公文書館所蔵)
 - 22 大正7年「警視庁東京府公報・東京府訓令」(2、東京都公文書館所蔵)
 - 23 明治15年「郡区役所架蔵書目・麴町、北豊島、麻布、八丈島、神田、青ヶ島〈記録掛〉明治15年ヨリ同17年マテ」(東京府文書・604.B6.04)
 - 24 明治33年「(第1種)文書類纂・第二課文書・地理・第3類・官有地・第2巻〈第二課〉」(東京府文書・624.D4.09)
 - 25 川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』(前掲註6参照)
 - 26 東京都総務局文書課四谷分室編『資料図書仮目録』1(東京都総務局文書課四谷分室、1951年10月)
 - 27 1960年2月13日、東京都公文書館作成、手書きの史料目録
 - 28 東京都教育委員会編『伊豆諸島文化財総合調査報告 第3分冊－八丈島・青ヶ島の文化財1－』(前掲註1参照)
 - 29 作成年月不明、東京都公文書館作成、手書きの史料目録。配架情報から浜松町庁舎時代のものと考えられる。
 - 30 「後記」(『あしたば 八丈実記通信』4、緑地社、1971年3月)
 - 31 「第六巻の刊行にあたって」(『あしたば 八丈実記通信』5、緑地社、1972年3月)
 - 32 「八丈島古文書類」(江戸明治期史料・656-08-01-05)
 - 33 大隅三好『伊豆七島流人史』(前掲註3参照)、東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈町誌』(前掲註16参照)、川崎房五郎『江戸時代の八丈島－孤島苦の究明－』(前掲註16参照)
 - 34 東京都八丈島八丈町教育委員会編『八丈島誌』(前掲註16参照)
 - 35 「八丈実記 二十一」(江戸明治期史料・656-13-02-01-21)